

1 2 月 1 3 日 (水)

(第 3 日 目)

平成29年第5回南関町議会定例会（第3号）

平成29年12月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 議案第63号 南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第64号 南関町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第65号 南関町宅地分譲条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第66号 指定管理者の指定について

日程第5 議案第67号 平成29年度南関町一般会計補正予算（第5号）について

日程第6 議案第68号 平成29年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第7 議案第69号 平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第8 議案第70号 平成29年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第9 議案第71号 平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第10 委員会報告について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

請願第3号「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願

日程第11 委員会報告について

「文教厚生常任委員会・請願付託の件」

請願第1号 青少年健全育成基本法の制定を求める請願

追加日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第2 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第3 議員提出議案第2号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書（案）

追加日程第4 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

請願第3号「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願

追加日程第5 閉会中の継続審査について

「文教厚生常任委員会・請願付託の件」

請願第1号 青少年健全育成基本法の制定を求める請願

追加日程第6 閉会中の継続調査について

「文教厚生常任委員会」

追加日程第7 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

追加日程第8 閉会中の継続調査について

「広報常任委員会」

追加日程第9 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 立山比呂志君

2番 杉村博明君

3番 井下忠俊君

4番 立山秀喜君

5番 境田敏高君

6番 打越潤一君

7番 鶴地仁君

9番 山口純子君

10番 本田眞二君

11番 橋永芳政君

12番 酒見喬君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(10名)

町 長 佐藤安彦君 税務住民課長 赤木二三也君

副町長 雪野栄二君 福祉課長 北原宏春君

総務課長 大木義隆君 経済課長 西田裕幸君

会計管理者 寺本一誠君 建設課長 古澤平君

まちづくり課長 坂田浩之君 教育課長 島崎演君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 深浦正勝君 書記 橋本真由美君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立。礼。おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 議案第63号 南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第1、議案第63号、南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明は終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第64号 南関町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、議案第64号、南関町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、南関町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第65号 南関町宅地分譲条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、議案第65号、南関町宅地分譲条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明は終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、南関町宅地分譲条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第66号 指定管理者の指定について

○議長（酒見 喬君） 日程第4、議案第66号、指定管理者の指定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明は終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第67号 平成29年度南関町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第5、議案第67号、平成29年度南関町一般会計補正予算（第5号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明は終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号、平成29年度南関町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第68号 平成29年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第6、議案第68号、平成29年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明は終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号、平成29年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第69号 平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第7、議案第69号、平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明は終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号、平成29年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第70号 平成29年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第8、議案第70号、平成29年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明は終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号、平成29年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第71号 平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第9、議案第71号、平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明は終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号、平成29年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補

正予算（第２号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第１０ 委員会報告について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

・請願第３号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・
街灯設置」を求める請願

○議長（酒見 喬君） 日程第１０、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました請願第３号、「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願、請願書について、委員長より審査結果の報告が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山秀喜君。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） 請願審査報告書。

南関町議会議長、酒見喬様。

総務産業常任委員会委員長、立山秀喜。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第９４条の規定により報告します。

受理番号、請願第３号。

付託年月日、平成２７年３月１１日。

件名、「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願。

審査の結果、継続。

委員会の意見、既存の通学路拡幅工事（南関中学校線）の改良工事は、平成２９年度より着手した。また、国道の歩道拡幅工事は計画されているので、今後、事業実施の状況を引き続き調査したい。

以上です。

○議長（酒見 喬君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから請願第３号を採決します。

お諮りします。

この請願に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長報告のとおり継

続審査とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、請願第3号、「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願書は継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第11 委員会報告について

「文教厚生常任委員会・請願付託の件」

・請願第1号 青少年健全育成基本法の制定を求める請願

○議長（酒見 喬君） 日程第11、委員会報告についてを議題にします。

文教厚生常任委員会に付託しました請願第1号、青少年健全育成基本法の制定を求める請願について、委員長より審査結果の報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） 請願審査報告書。

南関町議会議長、酒見喬様。

文教厚生常任委員会委員長、鶴地仁。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、請願第1号。

付託年月日、平成29年3月10日。

件名、青少年健全育成基本法の制定を求める請願。

審査の結果、継続。

委員会の意見、請願内容の趣旨については理解できるが、文章の一部に賛同しかねる内容があるため継続とする。

以上です。

○議長（酒見 喬君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

この請願に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、請願第1号、青少年健全育成基本法の制定を求める請願は、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） お諮りします。

ただいま町長ほかから、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてなど9件が提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第9として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてなど9件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配布をさせます。

[議案書配付]

○議長（酒見 喬君） 議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。
事務局長。

○議会事務局長（深浦正勝君） 議案名を読み上げます。

（議案書朗読）

○議長（酒見 喬君） 配付漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

追加日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（酒見 喬君） 追加日程第1、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆さま改めましておはようございます。諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明をさせていただきます。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、南関町大字関町1 2 1 3 番地1。

氏名、江上雅章。

生年月日、昭和30年7月17日生まれでございます。

人権擁護委員法第6条の規定により、人権擁護委員は法務大臣が委嘱するもので、市町村長は当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格・識見が高く、広く社会の実用に通じ、人権擁護について理解ある者の中から、その市町村の議会の意見を聞いて法務大臣に対し人権擁護委員の候補者を推薦することになっております。任期は3年でございます。

現在の人権擁護委員の北原秀樹さんが、平成30年3月31日をもって任期満了となりますので、新たに江上雅章氏を人権擁護委員に推薦したく、議会の同意をお願い申し上げるものでございます。

なお、前任者の任期は3月末であります。議会の選任同意を得て推薦し、その後法務大臣から委嘱されるまで3カ月程度の期間が必要となっておりますので、今議会で提案するものでございます。

江上氏は、昭和53年3月、国立島根大学文理学部法学科を卒業、昭和53年4月から積水ハウス株式会社長崎営業所に勤務され、昭和62年1月に退職されました。その後、同年2月から熊本日新聞南関販売店に勤務、平成元年4月代表取締役就任、平成29年3月に退職されました。平成6年8月には、江上不動産を開業され現在に至っております。

また、平成18年4月には南関町社会教育委員、平成22年8月から現在まで南関町住まいづくり推進協議会委員、平成26年から平成28年まで、見守りネットワーク委員と、地域に密着した活動を通して貢献いただいているところでございます。

江上氏は、人柄は温厚誠実、人格識見とも優れ、広く社会の実用に通じ、人権擁護について非常に理解があり、人権擁護委員に最適な方でございますので、江上雅章氏を人権擁護委員に推薦申し上げる次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、推薦することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
の件は、推薦することに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（酒見 喬君） 追加日程第2、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を
求めることについてを議題にします。提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ
いて説明をさせていただきます。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に
より議会の意見を求めるものでございます。

住所、南関町大字下坂下188番地1。

氏名、村上清喜。

生年月日、昭和27年3月16日生まれでございます。

人権擁護委員法第6条の規定により、人権擁護委員は法務大臣が委嘱するもので、
市町村長は当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広
く社会の実用に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、その市町村の議会
の意見を聞いて法務大臣に対し人権擁護委員の候補者を推薦することになっており
ます。任期は3年でございます。

現在の人権擁護委員の黒田則行さんが、平成30年3月31日をもって任期満了
となりますので、新たに村上清喜氏を人権擁護委員に推薦したく、議会の同意を
お願い申し上げます。

なお、前任者の任期は3月末であります。議会の選任同意を得て推薦し、その
後法務大臣から委嘱されるまで3カ月程度の期間が必要となっておりますので、今
議会で提案するものでございます。

村上氏は、昭和45年3月、大牟田高等学校を卒業され、同年4月から村上石油
に勤務され、平成5年4月、有限会社村上商事代表取締役役に就任、平成17年8月
から現在までセピア不動産代表に就任されています。

また、昭和63年4月には南関町商工会青年部部長、熊本県商工会青年部副部長
を務められ、平成2年から2年間、南関町関所代行振興会会長を務められ、平成2

2年8月から現在まで南関町住まいづくり推進協議会委員を務めていただいております、商工会や関所代行の活動を通して町民の皆さまと積極的に関わっておられたことから、人権擁護委員としての活動も期待されます。

村上氏は、経歴のとおり人柄も温厚誠実、人格識見とも優れた方でございます。広く社会の実用に通じ、人権擁護について非常に理解があり、人権擁護委員に最適な方でございますので、村上清喜氏を人権擁護委員として推薦申し上げる次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、推薦することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、推薦することに決定しました。

—————○—————

追加日程第3 議員提出議案第2号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書 (案)

○議長（酒見 喬君） 追加日程第3、議員提出議案第2号、道路事業予算の総額確保等に関する意見書（案）を議題にします。提案理由の説明を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山秀喜君。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） 議員提出議案第2号。

平成29年12月13日。

南関町議会議長、酒見喬様。

提出者、南関町議会議員、立山秀喜。賛成者、南関町議会議員、立山比呂志、賛成者、南関町議会議員、杉村博明、賛成者、南関町議会議員、山口純子、賛成者、南関町議会議員、橋永芳政、賛成者、南関町議会議員、鶴地仁、賛成者、南関町議会議員、境田敏高、賛成者、南関町議会議員、井下忠俊、賛成者、南関町議会議員、打越潤一、賛成者、南関町議会議員、本田眞二、賛成者、南関町議会議員、酒見

喬。

道路事業予算の総額確保等に関する意見書（案）。

上記の案件を南関町議会、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

道路事業予算の総額確保等に関する意見書（案）。

南関町は熊本県の北西に位置し、福岡県との県境にある緑豊かなまちで、町内には九州自動車動、南関インターチェンジや近隣には九州新幹線新大牟田駅を有しており、九州各県への良好なアクセス環境を携えている。しかしながら少子高齢化と人口減少が急速に進展し、地方を取り巻く社会情勢が大きく変化している中で、子育て支援や定住対策として、住んで良かったプロジェクト推進事業の推進を図り、ずっと住み続けたいとなるまちを目指しているが、まちにおける人や物の移動は自動車交通が主流であることから、道路網の整備を進めていくことは極めて重要である。

そのためには、社会基盤として欠くことのできない町道等の基幹的道路をはじめ、生活道路の整備を早急に進めるとともに、老朽化対策をはじめとする道路構造物の適切な維持管理を行い、町民生活の経済、社会活動を支えていく必要がある。

このために、国におかれては本町における状況を十分考慮いただき、計画的かつ着実な道路整備の推進及び老朽化対策のために必要な道路事業予算の総額を安定的かつ十分に確保するとともに、大型補正予算の編成を早急に検討するよう強く要望する。

あわせて、道路整備事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律の規定により、現在交付金事業の補助率等がかさ上げされている措置については、平成29年度までの時限措置となっており、この特別措置が廃止されると自主財源の乏しい本町にとっては道路整備が遅れ、社会活動に大きな支障が生ずることが危惧される。

よって国におかれては道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、地域の財政状況等を考慮し、平成30年度以降も引き続き継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

南関町議会議長、酒見喬。衆議院議員議長、大島理森様、参議院議員議長、伊達忠一様、内閣総理大臣、安倍晋三様、総務大臣、麻生太郎様、国土交通大臣、石井啓一様。

○議長（酒見 喬君） ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号、道路事業予算の総額確保等に関する意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第4 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

・請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願

○議長（酒見 喬君） 追加日程第4、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、委員会において審査中の請願第3号の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第5 閉会中の継続審査について

「文教厚生常任委員会・請願付託の件」

・請願第1号 青少年健全育成基本法の制定を求める請願

○議長（酒見 喬君） 追加日程第5、閉会中の継続審査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、委員会において審査中の請願第1号の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第6 閉会中の継続調査について

「文教厚生常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第6、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第7 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第7、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第8 閉会中の継続調査について

「広報常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第8、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配り

しました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第9 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第9、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期、会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正等、字句の整理についてはその整理を議長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって会議規則第45条の規定によって、処理することにいたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

起立。失礼しました。

平成29年第5回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時42分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録
平成 29 年 第 5 回 定 例 会

平成 29 年 12 月 発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 酒 見 喬
編集人 南関町議会事務局長 深 浦 正 勝
作 成 株式会社アクセス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊本県玉名郡南関町大字関町 1316  
電 話 (0968) 53-1111

